

NEW

マンション備蓄品 購入費を助成！

災害時、在宅避難に努めるマンションを支援

最大

80
万円

※ 備蓄購入費の3分の2を助成(残り3分の1は自己負担)
※ 住戸数に応じた助成額の上限あり

備蓄品の対象品目

- ・保存水
- ・携帯トイレ



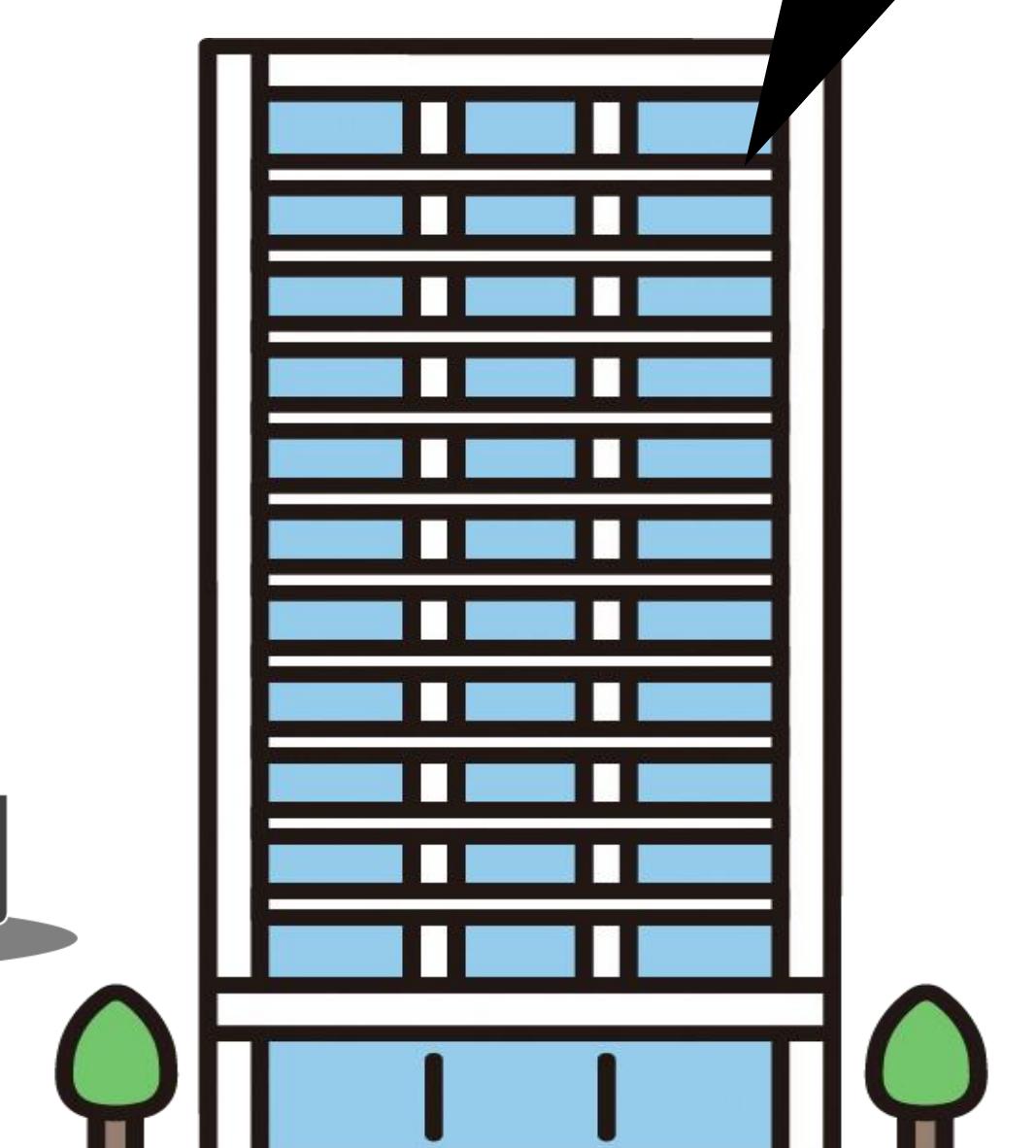
申込方法

- ・オンライン申請
- ・申請書を開発指導課窓口に提出

50戸以上
または
6階以上の
マンションが対象

その他の条件あり

- ① 防災備蓄倉庫または同等の保管スペースが確保されていること
- ② 建築基準法の「新耐震基準」を満たしていること



災害時は最低限7日分の備蓄が必要！

家庭で備蓄をお願いしている3日分を除いた
4日分の購入費用を助成します。

7日分

最初の3日分

残りの4日分

各家庭で備蓄を
お願いしている範囲

区が備蓄品の購入を支援

お申込み
お問い合わせ

足立区 都市建設部 開発指導課 開発指導係(中央館4階)
☎ 03-3880-5272(直通) FAX 03-3880-5615
メール kaihatu-shido@city.adachi.tokyo.jp

詳しくはこちら



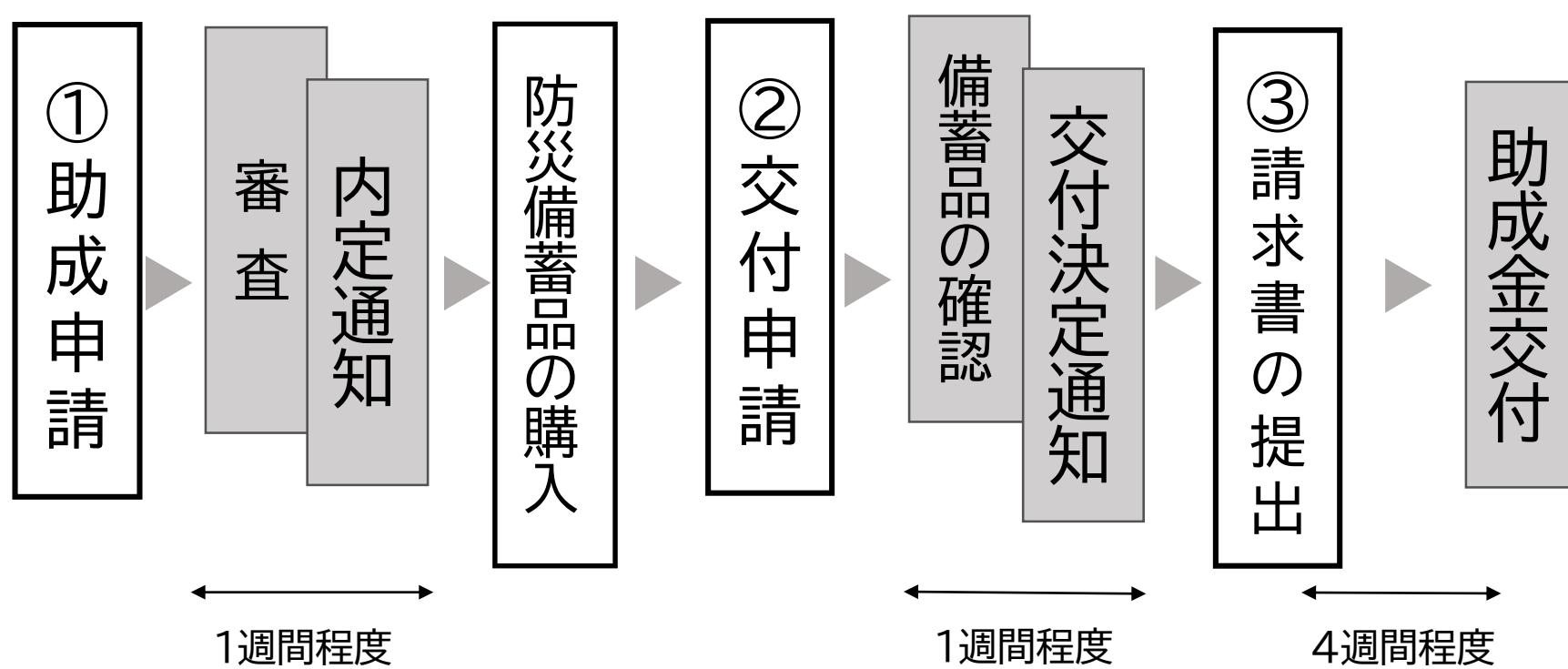
事前相談の申し込み

■ 防災備蓄品の購入費用の助成を希望する方は、電話または窓口にて必ず事前相談されるよう、お願い致します。



防災備蓄品を購入する前に助成内定を受けていただく必要があります。

助成金交付の流れ



① 助成申請書の提出

- 助成申請書 第1号様式
- △委任状
- 案内図
- 建物の住戸数及び階数を確認できる資料
- 居住者用の防災備蓄倉庫が設置されていることを確認できる資料
- 新耐震基準を満たしているマンションであることを確認できる資料
- 防災備蓄品の購入予定品目、数量、金額等を確認できる見積書
- 助成対象マンションの所有者を確認できる書類
- 申請者本人を確認できる資料
- △その他区長が必要と認める資料

②交付申請書の提出

- 助成交付申請書 第5号様式
- 防災備蓄品の購入費用の支払いを証する書類
- 購入した防災備蓄品の保管状況を確認できる写真
- △その他区長が必要と認める資料

○:必須書類
△:必要に応じて

③請求書の提出

- 助成金交付請求書兼口座振替依頼書 第7号様式

上記のほか記載外の書類等を求めることがあります。

※ 内定前に備蓄品を購入した場合は助成の対象外となります

問い合わせ先

開発指導課 開発指導係

☎ 3880-5272 Eメール kaihatu-shido@city.adachi.tokyo.jp

令和7年7月 発行

